

7 特許業務法人の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならない。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

8 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(貸借対照表)
第十二条の四 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百七十七条第一項及び第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

3 貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、この限りでない。

4 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百七十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

5 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百七十七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日から当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合においては、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月)を超えてはならない。

7 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
 - 二 負債
 - 三 純資産
- 8 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。
- 9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。
- (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
第十二条の五 法第五十五条第一項において準用する会社法第六百七十八条第一項第二号に規定する経済産業省令で定める方法は、法第五十五条第一項において準用する会社法第六百七十八条第一項第二号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
- (財産目録)
第十二条の六 法第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九條第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五十二条第一項各号又は第二項に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、特許業務法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
 - 二 負債
 - 三 正味資産
- (清算開始時の貸借対照表)
第十二条の七 法第五十五条第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九條第一項若しくは第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。
- 2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正)
第二十六条 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十一年通商産業省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中、「営業報告書又は」を削る。

(自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部改正)
第二十七条 次に掲げる省令の規定中、「執行役」の下に、「会計参与」を加える。

一 自転車競技法施行規則(平成十四年経済産業省令第九十七号)第三条第二項第四号
二 小型自動車競走法施行規則(平成十四年経済産業省令第九十八号)第六条第二項第四号

(経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
第二十八条 経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第五号中、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十三條第五項」を「会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十條第三項」に改める。

(経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づく指定発給機関に関する省令の一部改正)
第二十九条 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づく指定発給機関に関する省令(平成十七年経済産業省令第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号イ中、「又は有限会社」を削る。

(経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
第三十条 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の項及び商店街振興組合法(昭和二十七年法律第四百一十一号)の項を削る。

別表第三中輸出入取引法の項を削り、商工会議所法の項中、「第五十条において準用する商法第二百四十四條第一項」を削り、同項中、「第六十八條並びに第七十四條第五項において準用する商法第二百四十四條第一項」を「並びに第六十八條」に改め、商工会法の項中、「第二十二條第六項において準用する商法第二百四十四條第一項」及び、「第四十七條」第五十八條第四項において準用する場合を含む。において準用する商法第二百四十四條第一項」を削る。

別表第三商店街振興組合法の項の規定欄を次のように改める。

— 六十六條第一項及び第七十四條第一項 —

別表第四中輸出入取引法の項及び商店街振興組合法の項を削る。

別表第五中輸出入取引法の項を削り、商店街振興組合法の項の規定欄を次のように改める。

— 第五十五條第三項 —